

平安時代の多武峯寺と興福寺⁽¹⁾

—対立・抗争について—

要 旨

興福寺は、藤原氏の氏寺であったが、その全盛期（安和の変〜後三条天皇即位以前）に於いては、必ずしも同氏の信仰（或いは処遇、貴種の入寺等）の第一位にあつたとは考えがたい。同氏は、この時期は、皇室や他の諸貴族との関係のためか、むしろ、天台・真言両宗を第一としていたようである。また、藤原鎌足の墓所の多武峯寺は天台宗延暦寺の末寺となつていた関係もあり、藤原氏内では、その怪異への対応は高く位置付けられていたと考えられる。しかし、藤原氏没落期（後三条天皇即位以後）になると、同氏（節実）は興福寺に大きく接近し、息男（貴種）を同寺にも相次いで入寺させたりえ、同寺を大和国司に推挙したものと考えられる。こうした状況のもとで、かねて、末寺になるよう要求していた多武峯寺に対する矛先は一層鋭くなってゆく。

一、興福寺に対する藤原氏の処遇

(1) 貴種の入寺²⁾

藤原氏氏寺の興福寺に対する同氏の処遇は、表1・2を比較すれば明らかであろう。まず、延暦寺に対する藤原氏の処遇についていえば、同寺天台座主は、摂関・院政期以降になると、天皇、摂政・関白等の

朝倉 弘

子弟で入寺した者、いわゆる貴種の任せられることが多くなった。その初めとして摂関家の祖といわれる藤原師輔の一〇男尊禪が、寛和元年（九八五）に四三歳で第一九代天台座主（延暦寺への貴種の初め）に補任されている。その後、関白頼通の三男覚円が承暦元年（一〇七七）に四七歳にて第三四代天台座主、関白師実息男（六男か）仁源が四八歳にて長治二年（一一〇五）に第四〇代天台座主に、それぞれ任ぜられている。東寺長者の場合では、前記師輔の一男深覚が治安三年（一一〇三）に第二二代（東寺への貴種の初め）東寺一長者に、道長の息男長信が治暦元年（一一〇六）第二六代同長者に、それぞれ補任されている。

一方上記の時期、興福寺別当となつたのは、表2の通りであつて、貴種が補任されたのは、康和二年（一一〇〇）に関白師実の息男覚信が初めてである。ついで、弟と考えられる玄覚、同尋範の二子も相次いで入寺している。未だ嘗て無かつたことである。それ以前は、国司層以下、いわば下流貴族以下の者の息男が補任されていたもので、この点、天台座主も東寺長者も基本的には同じと見做される。当面ここでは、貴種の入寺はどちらが早かつたかという問題をとしているのであるが、この限り、興福寺がいちばん遅い。さらに云えば、延暦寺と東寺は、摂関家全盛期に貴種が入寺しているのに対して、興福寺

の場合は、同家没落期に貴種が初めて入寺している。それには、それなりの理由があったと考えられる。としても、延暦寺等に対しては、それまでと変わるところはなかったようである。というのは、覚信（八男か）より年上とみなされる、師実の息男仁源（六男か）のほか、行玄（一一男か）がともに延暦寺に入り、いずれも天台座主になっているからである（第四〇・四八代）。そのほか、宇治平等院に増智（一〇男か）、大徳寺に静意（一二男か）、東南院（東大寺）に仁澄（一四男か）が入寺している。いずれも、師実の息男である。

以上からみると、興福寺は藤原氏の氏寺であったとはいえ、藤原氏としては、延暦寺や東寺への信仰のほうが、より重要であったとみなされる。少なくとも形式的には、そのようなありかたが必要であったのであろう。その理由としては、天台宗や真言宗は、いずれも皇室や貴族の信仰を得ていたことが挙げられよう。昌泰二年（八九九）宇多上皇は第七代東寺長者益信について落飾、延喜元年（九〇一）東寺で両部の灌頂を受けて以来、仁和寺は法親王を中心とした皇族者が相次ぎ（大師九世以降）、御室として貴族化した。また、東寺長者では、永承五年（一〇五〇）花山法王第四宮深鏡が第二四代に補任されている。一方、延喜四年（九〇四）宇多上皇が比叡山に登山受戒している。こうしたなかでは、摂関家を初め貴族層も関連して両宗を信仰しないわけにはいかなかったらう。貴種が、より早く両寺に入寺した所以と、一応見做されよう。なお、東寺とは、京都御所羅城門の東に位置していたことによる称呼であり、西寺もあった。京の都には、それなりの宗教が必要であったと考えられる。それが、前記両宗であったものであろう。

しかし、だからといって、藤原氏を軸として密接な関係にあった多武峯寺と興福寺とを、後述のように別の宗派とすることもなかったであらう。この点と関連して、道長と頼通は、興福寺に対して快からぬ

ものを持っていたのではなからうか。それは、興福寺が庄園獲得において、摂関家の権威を募るのを、他の寺院、たとえば延暦寺の手前、道長や頼通は快からず思っていたものと推測される。従って、道長・頼通は、大和守として源頼親を三度も補任して、興福寺の庄園拡大の動きを抑圧したものと見做される。といっても、直接庄園の拡大を抑圧しようとした記録が有るわけではない。源頼親自身庄園の設定で活躍した人物と考えられ、その点では、摂関家領平田庄等や東大寺領灯油料所の実現に尽くすところがあった。とくに、後者は自己の私領六〇町余に東大寺領を設定したもので、いわば、興福寺に対する嫌がらせと見做されよう。

(2) 大和守源頼親と興福寺の抗争

寛弘三年（一〇〇六）春の除目で源頼親が大和守（一回目）になると、間もなく興福寺と大和守とは激突し、両者は犬猿の間柄となつて行く。『御堂関白記』寛弘三年六月一四日条には、興福寺から朝廷に訴えがあった。同寺領池辺庄（奈良原田本町）預が馬允為頼（当麻為頼か、源頼親配下）に殺害された。そこで藤原道長が為頼を喚び糺したところ、人（その配下か）が申すには、山階寺（興福寺）から約三千の僧（僧兵か）が為頼の館に押し寄せて焼き、また、田島二百余町を踏み損じた。ついで、六月二〇日条には、大和守源頼親から報告があった。山階寺僧蓮聖が数千の僧俗（僧兵と田堵か）を率いて国内（為頼の領、田島か）を損亡した。続いて、七月三日条には、源頼親の報告に基づいて、蓮聖に下手の僧・俗を差し出すよう、また、蓮聖については「公請」を停止するという宣旨が出された。このような経緯をへて山階寺は、約二千の大衆のもとに神木動座により上洛して道長に訴えた。この神木動座は、大和守源頼親が、為頼の被害のみを報告して、池辺庄預の、為頼による殺害を報告しなかった結果と考えられる。

興福寺が、神木勳座をもって訴えた事項は、一には、為頼の館の焼亡と田島の踏み損じの責任者の追捕を行なわれないこと、二には、大和守源頼親を停任とすること、三には、馬允為頼を停任とすること、四には、蓮聖に対する公請の停止を解除すること、であった。この四項目に対する道長の回答は次のとおりである。第一項であるが、興福寺は、池辺庄預殺害の訴えを行なったあと、朝廷の指示を待たないまま、勝手に為頼の館を焼き、田島を踏み損じたのだから、責任者を追捕しないわけにはいかない。第二項は源頼親は無罪だから大和守の停任はおかしい。第三項の為頼は被害者である。馬允の停任はできない。第四項は、興福寺が公請解除の要求を取り下げれば、公請されることもありえよう、と。

この事件は、その初めの、池辺庄預が馬允為頼に殺害された経緯が明らかにならないので、是非は難しいが、道長が、氏寺の興福寺に対して冷淡であることは否めなからう。また、それは、源頼親の、藤原氏氏寺への冷淡さと一致しているようである。両者は、示し合わせているようである。前記の東大寺への灯油料所の、頼親による寄進も、関白頼通と示し合わせたりえでの行為であったものか。

以上から見ると、後述のとおり道長が、多武峯寺が延暦寺の末寺になることを承諾したとしても不自然とは考えがたい。また、道長は我が子長宿を東寺に入寺させても(表1)、興福寺に入寺させる気は無かったらう。

ところが、師実の時期になると、摂関家と興福寺の関係は基本的に変わることになる。次項のとおりである。

二、興福寺の国司補任と春日若宮祭礼⁽¹⁶⁾

興福寺へ貴種が入ったのは、一一世紀後半、承保元年(一〇七四)である。興福寺としては、初めての貴種で、同年頼通が薨すると間も

なく、その孫で、関白師実の息男覚信一〇歳が入寺したものである。対外的には不自然なところはなかったらう。祖父の薨去を契機とする、孫の、氏寺への出家である。

ところが、翌年興福寺が大和の国司に任ぜられたという記録がある。この補任は、関白・氏長者師実の推挙によるものであるが、正式に朝廷から補任されたものでは無かったらう。別に朝廷から大和守が補任されているからである。この記録は、四年後の承暦三年(一〇七九)還元が同記録を含む一巻の書を成したが、その後、久安元年(一一四五)下賀茂親定により書写されたものである。以来この記録は興福寺に伝承されてゆくことになる。もっとも、関白頼通と対立して、その弟能信と結んだ、後三条天皇と白河天皇の時期のうち、白河天皇の時期、興福寺の、関白師実の推挙のみの国司としての立場は、未だ内密にされていたものと考えられるが、院政時代になり院(白河院)も庄園領主として摂関家と同じ立場に立つようになると、興福寺は大和の国司として、朝廷が補任する大和国司を排除して行くようになったと考えられる。

つまり、それとして、朝廷補任の大和守が春日社に率幣・礼拝しようとする、興福寺大衆が「濫行」を働いて排除した。また、さらに興福寺が主催し、同寺大衆も参加して、悪疫退散・五穀豊饒を祈る春日若宮祭を盛大に行なって、大和国人民の安寧を祈ることで、支配の地盤を培った。

以後、興福寺は、大和守として大和国の支配を徹底して行く。多武峯寺が興福寺大衆によって焼き討ちなどされたのは、興福寺が大和国司を師実から推挙されて以後のことである。もっとも、両寺の対立関係が始まったのは、それ以前からのこととみて差し支えないようである。つきに、この点について考えてみることにする。

三、多武峯寺と興福寺の対立

(1) 多武峯寺の末寺化

『多武峯略記』上、第八「本寺」の項には、多武峯寺（以下、峯寺とも）について「叡山末寺、無動寺別院也」とある。つまり、峯寺は比叡山延暦寺の末寺であり、無動寺の別院になっていたことが窺える。この本末関係のできた経緯は、『同略記』上、第一「住侶」の項の実性僧都についての記録に見える。それによると、一三歳で峯寺に登り、玄念に師事していた実性が、たまたま一夏を同寺に留住していた延暦寺僧玄鑿（のち、同寺第一二代座主となる）に弟子入りするよう玄念にいわれて比叡山に登り、頭密二教を修業したようである。いずれ、実性は延喜十九年（九一九）峯寺検校、天曆元年（九四七）同座主に任ずる。その実性の計らいにより、比叡山末寺になったという。この点『同略記』上、第八「本寺」の項では、実性はその弟子の春暹律師に、若し「官奏」すれば、必ず執計らわれるであろうと申し立てる。つまり、春暹の官奏により、峯寺は、自然に叡山末寺に成ったという。

つぎに、おそらく、この官奏と関係すると考えられる「物語」である『今昔物語集』第三一巻の「多武峯成」比叡山末寺一語、第廿三には、比叡山の僧尊喜が道心を起こして本山を去り峯寺に籠もって念仏三昧に暮らすなかで、同寺には本寺がないのを憂い、藤原道長と親しかった無動寺座主慶命を介して、比叡山を本寺とすることの可否を伺ったところ「尤も吉きことなり」として「速やかに寄すべし」と。従って、多武峯寺を妙楽寺と名付けて比叡山の末寺にしたという。つまり、前掲の「官奏」とは、道長に訴える事であったとみなされる。もっとも、興福寺大衆は、このことを聞いて「多武峯寺は大織冠の御廟なり、然れば尤も山階寺（興福寺）の末寺にこそ有るべけれ、何で

か延暦寺の末寺には成さるべき」と道長に訴えたが道長はとりあわなかったとしている。しかし、峯寺に対する末寺化の要求は、以後も興福寺は持ち続けたもので、天仁元年（一一〇八）の二度目の焼き討ち（後述）に際しても、別当覚信は摂政忠実に、峯寺が興福寺末寺になるように求めている（『中右記』）。

これに対して、『中右記』同年九月二九日条には「殿下仰云、多武峯は山無動寺門籍之人久執来也、我時今初更不可成御寺方」とみえる。御寺とは興福寺のことを指す。忠実は師実の孫であり、時期の経過もあり、それは無理であったろう。興福寺の、峯寺への末寺化の要求は、大和国司に補任される以前からあったものであるが、国司に補任されたが故に、より一層強烈なものになっていたものであろう。

以上を通じての問題は「末寺」の問題であること言うまでもない。この点をさらに詰めてみよう。

(2) 末寺の獲得

『今昔物語集』第三一巻の「祇園、成」比叡山末寺一語、第廿四には、祇園の末寺化をめぐる比叡山延暦寺と興福寺の争いが窺える。祇園については、冒頭に「祇園ハ本山階寺ノ末寺ニテナム有ケル」とみえる。祇園は、『日本紀略』等によると、延長四年（九二六）修業僧（興福寺僧円如）が春日社の水屋を移して、祇園天神堂を供養したに始まるというが、この時以来興福寺末寺になったものであろう。しかし、祇園の良筆が比叡山末寺の蓮花寺の前の紅葉が「微妙」（綺麗の意）であったので、使者にその枝を折らせようとしたことをめぐって、蓮花寺の本寺の比叡山と祇園の本寺の興福寺との争いとなり、結果として、祇園は比叡山の末寺になってしまったという。以前、祇園が興福寺の末寺になった経緯は、一応、前記のとおりと考えられるが、それは延暦寺が多武峯寺を末寺とする動きに匹敵するといえよう。つ

まり、相互的なものであったと見做される。なお、一一世紀後半であるが、興福寺隆禪の協力を契機として山城国愛宕郡の清水寺が興福寺の末寺になっている。²⁶⁾有力寺院は、古來末寺を求める形で寺勢を拡大しようとしたもののものである。それは、その寺院の属する國の寺院は勿論、さらには、他國にも及ぶものであったといえよう。

じつは、多武峯寺にも末寺があった。『多武峯略記』下、第六「末寺」の項には、音石寺（桜井市）は貞観一〇年（八六八）に、国源寺（橿原市）は貞元二年（九七七）に、寂靜寺（大阪府）は嘉保元年（一〇九四）に、それぞれ、峯寺の末寺になっている。そのほか、同寺末寺になった年次は明らかではないが、坂田寺、山田寺、荻田寺、河合寺、加佐寺、白木寺、三輪寺（以上桜井市）、久米寺（橿原市）、中山寺（大字陀町）、仏龍寺（未詳）、藤井寺（未詳）が挙げられる。多くは、峯寺の周辺の寺院である。前記祇園が興福寺の末寺になったのは、一〇世紀前半であった。また、多武峯寺が延暦寺末寺になったのは、道長からみると、一〇世紀末期から一一世紀初期頃とみてよからう。以上によると末寺の形成は早くから行なわれていたものと見做される。

興福寺の場合は、嘉吉元年（一四四一）の『興福寺官務牒疏』によると、「興福寺末派寺社」として、大和国二五か所、山城国五九か所、河内国四か所、伊賀国六か所、摂津国三か所、近江国八五か所、計一八二か所の寺社が興福寺の末派の寺社として存在していた。もっとも、『同牒疏』の制約で、それぞれの寺社が何時興福寺の末派になったかは不明である。しかし、山城國のうちには、清水寺が記されているが、祇園は見られないので、『同牒疏』は、一一世紀以後の末派寺社の集積の結果とみなされる。以上の末派形成の動きからみると、『今昔物語集』所収の前掲の峯寺と祇園が延暦寺末寺になる物語の背後には、九一〇世紀以後の、延暦寺と興福寺の間に末寺獲得の激しい競争が

あったものと推測される。両寺の間には、以後も対立抗争が繰り返されるが、後述したい。

四、「尊像御破裂」と「御山嘯動」

(1) 平安時代の陰陽思想の展開

平安時代中期以降は、一般的には、貴族の無氣力を反映して呪術的側面が強くなり、理解しがたい自然現象を「怪異」等とみなして人間界の吉凶と関係させて占ったり、或いは、人間界の不可解な事件を「怪異」として、占いによって判断しようとする気持ちが強くなっていったことが考えられる。こうした事件や関連しての占いは枚挙に暇ない程当時の記録に見られる。というのは、当時こうした自然現象が起きたり、不可解な事件が起きると、朝廷に報告させることが、一般的であったからで、また、したがって、朝廷でも、陰陽師に占わせることが多かったことによるものであろう。こうした状況のなかで、一定の目的をもって朝廷に怪異を報告する動きも行われるようになる。²⁷⁾

まず、自然現象については、日食・月食・客星等が古代以来、不吉を予告することとして、占いの対象となった。たとえば、『日本紀略』寛弘三年（一〇〇六）七月一九日条には「御占、依「客星事」也」とあり、また、その事について八月一九日条には「奉「幣諸社」、依「客星事」也」とみえる。客星（ときに見える星）がみえ朝廷に報告があると、朝廷では占いを行い、諸社に奉幣を行なったことが窺える。客星は不吉の予告と見てのことであろう。

そのほか、人間界については、とくに、神仏に関して多く記録が見られるようである。一例を挙げてみると、天永二年（一一一一）には、春日社（正月二五日）、ついで、多武峯寺（二月五日）に、それぞれ、「怪異」と考えられた事件が起きた。前者は、「春日社林中、六道橋下」において、「法師」一人（道因法師）が猪鹿に害せられて死去し

たという事件と「小童」一人が「切損」じられたという事件である（『中右記』）。後者は多武峯寺内において、鹿が死んだという事件である（『中右記』）。

いずれの場合も朝廷に「言上」されている。この両件にたいして、摂政藤原忠実が陰陽師に怪異を占わせている。その結果については、前者では不明であるが、後者の場合は「召_二康長_一（安倍）有_二御占_一、本所口舌、又長者御怪異者、晩頭退出」とあり、そのため、長者は夕方早々に退出したようである。以上の、当時の状況のなかで、とくに、朝廷（摂関家）によって重視されるようになっていたのは、藤原鎌足の墓所という多武峯寺の「尊像御破裂」と「御山鳴動」であったようである。その一例として、『先代破裂集』には、寛正六年（一四六五）九月一三日が挙げられている。同書の表題からみて、尊像が破裂した日と見做される。一方、峯寺とは無関係の『大乗院日記目録』同日条には「夜天狗、流星、一天下振動、日本開闢以来始歟云々、何事出来哉」と見え、『大乗院寺社雑事記』翌一四日条には「夜前光物飛動」とある。これらによると、九月一三日の多武峯寺の怪異は「流星」「一天下振動」（突風によって起きる振動か）、「光物飛動」（流星か）といった自然現象を伴っていたことが窺えよう。『先代破裂集』の慶長一二年の場合は、「閏四月二日御破裂、巳刻前御陵山大鳴動、神光四海輝、光物国々飛行」とある。ここに見える「尊像御破裂」に伴う諸現象は、前記寛正六年九月一三日夜の自然現象「流星」「一天下振動」「光物飛動」に似ているようにみなされる。このように考えると、前記の寛正六年のときの「尊像御破裂」も、前掲慶長一二年の「御陵山大鳴動」以下の諸現象をも伴っていたと見ることができ、「尊像御破裂」とは、それ自体を別とすれば、「御陵山大鳴動」以下の諸現象は、自然現象と見做すことが出来そうである。特に、「御陵山大鳴動」は、寛正六年の夜に起きたような突風（「一天下振動」）

に比定出来そうである。こうした自然現象は、文明一七年春日山にも起きている（後述）。なお、「尊像御破裂」それ自体については、後述の機会がある。以上の前提のもとに、峯寺の怪異としての「尊像御破裂」と「御山鳴動」について、さらに考えてみたい。

(2) 「尊像御破裂」と「御山鳴動」

多武峯寺について、注目すべきことは、『先代破裂集』や『多武峰縁起』の存在することであろう。これらは、中世期を中心に起きたという、峯寺の「怪異」として、藤原鎌足の尊像の「破裂」（顔面等の亀裂）を纏めた記録であるが、「御山（談山、陵山、墓山とも）鳴動」についても記されている。

その最初は、『先代破裂集』末尾に記録されている。「醍醐帝御宇、昌泰元戊午年（八九八）二月七日戌刻御破裂」とある記録であろう。

以来慶長一二年（一六〇七）の「御破裂」までの七一〇年の間に三三回と末尾の二回（前掲を含む）をあわせ計三五回に及んだという。

そのうち、最初に挙げられている御破裂は、永承元年（一〇四六）正月二四日「酉時」（一八時）、宮仕法師久聖の告げるところによると「尊像右御面四寸余令_二破裂_一、給云々」とあり、鎌足像の顔面右側に四寸余の亀裂が出来たという。以下『先代破裂集』のほか『多武峯縁起』をも参考にして、事態の推移を纏めてみると、つぎのようになる。久聖の報告を聞いた峯寺は、翌日「寺解」を朝廷に提出したところ、同二八日朝廷からお召しがあったので、二月一日、寺主頼春が上洛して、同二日朝廷に子細を報告すると、同一五日周防前頼祐が告文使として峯寺に赴き、礼奠（お供え物）を捧げ、告文（藤氏長者・関白左大臣頼通の神に告げる誓い）を奉読・参拜し、翌日帰洛したという。また、同一七日には、朝廷（摂関家）より米二〇石、灯油三斗が贈られている。なお、前後するが、二月三日から六〇日の間、仁王経講筵・大般若説経を勤めるべきだったので、右記のとおり、二月

二日朝廷に子細を報告した頼春は、翌日より右記の、指示された動行を行なうために、馬一匹と仕丁三人・兵士三人を朝廷より付けてもらい、二月三日午（一二時）の刻限に帰山できて、御折禱・動行に励むことが出来たという。

以上は、永承元年の「尊像御破裂」に関して、峯寺と朝廷（撰関家）が、それぞれに執った措置である。『先代破裂集』の「序」には、「尊像御破裂」と「談山鳴動」について、

凡談山鳴動者。吾朝希異也。其声聞_レ于三朝_一。其瑞伝_レ於万代_一。帝王理乱。国土安危。子孫禍福。当寺動靜。皆以_レ此瑞_一。依_レ之欲_レ示_レ。佐異_一之時。御陵山大鳴動。神光広輝_レ四海_一。有_レ御面破裂_一。鳴動次第者。古老伝云。先栗原。次大原。次当山。於_レ当山_一鳴動方東辺_一。南辺_一。北辺_一。西辺_一。中

央_一。佐異_一。寺家言_レ上子細_一。於_レ長者殿下_一。即不_レ論_レ善惡_一。日召_レ御占_一。而被_レ下_レ御占形_一。然後発_レ遣告文使_一。奉_レ読_レ告文_一内。御体復_レ本_一。

とある。これによると、談山（陵山）の鳴動は、わが国の、希にみられる怪異で、その鳴動は、三朝（朝廷の、燕朝・内朝・外朝）に聞こえ、その徴は万代に伝わる。帝王の政治の乱れ、国家の安危、子孫の禍福、当寺の動靜はこの徴によって窺える。その徴としての怪異は、陵山の大鳴動とともに、不思議の光が四海に輝き、尊像の御顔が破裂することである。また鳴動は、まず栗原、ついで大原、その次に当山にいたる。なお、当山のうちでも、東辺で鳴動すれば、国王に、南辺であれば藤氏長者に、北辺であれば藤氏氏人に、西辺であれば万人に、中央であれば当寺に、それぞれ異変が起きるといふ。その場合は、寺家はただちに、長者殿下に子細を報告すると、殿下は日の善惡によらず即座に占師を呼び占わせ、その結果を示し、その後告文使を派遣する。同使が告文を奉読しているうちに、尊像の顔面の破裂は治癒し、

本に復するといふ。

以上の経緯は、前記の永承元年の「尊像御破裂」の際に寺家と朝廷（撰関家）が、それぞれに執った措置と基本的に同じとみてもよからう。

つぎに、陵山の「鳴動」と尊像の「破裂」について考えてみよう。まず、「鳴動」であるが、今日では聞かれないことであろう。しかし、少なくとも、中世においては、記録のうえでは見られることである。その一例として、『大乘院寺社雜事記』文明十七年十一月三日条に、「近日春日山鳴動不思議也云々、如何事可_レ出来_一哉」と見える。ここに春日山の鳴動の記録が窺えるが、尋尊は、それを「不思議」な事としている。山の鳴動に対する人の自然な気持ちは、尋尊のとおり「不思議」と思うのが、当時としては、自然であつたらう。しかし、山の鳴動は、四項の寛正六年の御破裂の際に考えたとおり、それ自体自然現象とみなして違いなからう。それは中世当時、異変として、地震・噴火等の災難と同様に恐れられていた。それに対して、さらに、陰陽師が占いによって、自然界の災異を人間界の吉凶と関係させて意義付けをおこなつた。

前記永承元年（一〇四六）の「尊像御破裂」の記録は、『先代破裂集』では、

令_レ破裂_一者。永承六辛卯年奥州夷賊安倍頼時子息貞任宗任起_レ乱_一（下略）。

とある。つまり、永承元年の峯寺の怪異としての、尊像の御破裂は同六年に起きた前九年の役の安倍頼時父子の反抗の兆しであつたと。これは、云うまでもなく、人間界の凶として理解されている。もっとも、御破裂と前九年の役との間が、五か年も隔たっているのは不自然と考えられる。無理に関係付けた感が強い。つぎに、「尊像御破裂」であるが、顔面の亀裂は、自然現象とどう関係するのであろうか。ともか

く、前記のとおり告文使が派遣されると、御破裂は元回復する、つまり、治癒するとある点が注目される。寺主の意向によって、宮仕法師が、尊像が破裂したと告げたものであろうか。

つぎに、この多武峯寺の「尊像御破裂」「御山鳴動」が興福寺とどのような関係にあったかということである。つまり、興福寺には、多武峯寺の怪異のように、朝廷を動かす怪異があったかということであるが、どうであろうか。怪異という点では、峯寺の方が朝廷に対して、より有力であったとみて違いなからう。しかし、峯寺の怪異に対抗し得るような、朝廷に対する武器として、興福寺には、有力な神木動座があったと見做される。この点、延暦寺も同様であったらう。興福寺の神木動座は一一世紀初頭以来繰り返される。しかも、そのうえ、興福寺は一一世紀後半期には、今一つの強力な権限を獲得している。それは、承保二年（一〇七五）関白師実から推挙された大和国司の権限であるが、第二項で述べたところである。

五、永保元年の「尊像御破裂」について

『先代破裂集』に見える永保元年（一〇八一）の「尊像御破裂」は、同年三月六日となっている。一方、『多武峯略記』には、その前日の五日に興福寺「堂衆」の軍事発向によつて、「椋橋音石（桜井市倉橋・同慈恩寺オトシカ）民宅」が焼亡し、両寺の対立が激化した経緯が記されている（後述）。こうしたなかでの「尊像御破裂」であったようである。

この「尊像御破裂」は、多武峯寺関係以外の記録の一つとしての『帥記』（大宰権帥源経信の日記）にも記されている。それによると三月九日条に、奈良憲明君が来て、去る一日「山階寺（興福寺）大衆蜂起」し、「多武峯庄」が「焼亡」したと、源経信に談じたという。すると、ついで峯寺所司の聖範がやってきて、「山階寺大衆蜂起」の

ため、「為_二思事危_一大織冠御影奉_二取出_一事畢」と。つまり、興福寺大衆の軍事蜂起のため、大織冠像が危ういと思つて他の場所に移したという。それは、一三日条による「多武峯去五日騒動間、御影奉_二持出_一」とあるので、尊像を他へ移したのは、翌日の六日であろうか。とすると、前記の峯寺関係記録と日付が符合する。しかし、尊像の破裂と持ち出しの違いがみられる。『帥記』では、「尊像御破裂」は、三月二三日条の、峯寺からの「解状」には、

去廿一日聖靈御影御面又破裂給事云々、依_二闕乱_一裁定遅、大衆可_レ參事、又如_レ本奉_レ居可_レ被_二斟酌_一事、

とみえる。これによると、三月二日に尊像が破裂したという報告があったが、それは、この度の闕乱の裁定が遅いので、さらに、興福寺大衆が押し寄せるであろうから、早く闕乱の結着を付けよ、また、尊像を本の所へ戻したが、「坐鎮」が良くないので、良くなるように、斟酌せよ、と理解されているようである。斟酌の意味はわからないが、然るべき御供えをせよということではないかと考えられる。この点、前記の永承元年のときは、米二〇石と灯油三斗が供えられた。闕乱の裁定の要求は、言うまでもなく、峯寺の勝訴のそれとみなされる。なお、関白師実は、御破裂は尊像を移したためではないか、と疑う一幕もあったが、三月二六日条には、告文使が峯寺に派遣される運びになったとみえる。つぎのとおりである。

多武峯使美濃守行房朝臣、伊賀守清家、有_二下_一家司_一云々、そこで、行房朝臣が師実を召されて、少々破損した聖靈院を、二八日朝早く、本寺に修理させ、正午には、半紙を重ねて敷き、御供を供えて、尊像を「坐鎮」し奉りうるように、と仰せられた、という。

「尊像御破裂」は興福寺大衆の蜂起、尊像動座と関係があるのではないかという疑惑が持たれるなかではあったが、師実は、ともかく、「尊像御破裂」を認め、告文使を派遣して、御供を備進し、従来の仕

来りを守ったと見做される。師実が「尊像御破裂」について疑い深いのは、時期からみて、興福寺に覚信を入寺させている関係、つまり、興福寺と一体化しているからであろう。前掲の『先代御破裂』の「序」によると、「尊像御破裂」は、「御山鳴動」のなかで起きるように記されているが、この度の「尊像御破裂」は、「御山鳴動」ではなく、興福寺の焼き討ちのなかでの尊像動座を背景とした形のもので、朝廷（摂関家）に対する財政上の要求も仄めかされていたようである。これに對し、ともかく、師実は、「尊像御破裂」の事実の有無は明らかでないとしながらも、前記のとおり、告文使の派遣、礼奠の奉幣等により御破裂を治めたようである。以上の限りでは、「尊像御破裂」は、峯寺の一定の目的のもと、必要に応じて起こしたものとみなされる。

六、多武峯寺炎上（初度）

前項の冒頭で引用した『多武峯略記』に見られる「炎上三箇度」のうち初度の炎上であるが、峯寺の檢校円寿の弟子の玄智が、古木庄（樞原市内か）の内檢を終わって、ほろ酔い気分で帰山の途中、豊浦（明日香村）の河原で犬を射たところ、傍らにいた子牛が驚いて走りだした。たまたま、そこに居合わせた興福寺の知事（寺内で雑事や事務を司る僧）円快が、「牛を射た」と称したので、村人は驚いて玄智を馬から引きずり降ろしてしまつたという。このことを玄智が帰山して円寿に話したところ、円寿は大いに憤慨して、円快を西島居戸（未詳）に呼び寄せて、「拷問」を行なつたところ、円快は声高に、以後峯寺を「忽諾」（なほざり）にしません、と叫んだので許したようである。円快は興福寺に帰つてこの実状を「凌辱」されたとして、「衆会所」で訴えたところ大衆発向となり、永保元年（一〇八一）三月五日に「椋橋音石民宅」が焼かれ、両寺の関係が激化していったが、峯寺の経通上人の戒めにより合戦にはいたらず、京極殿（師実）に上訴

することになったという。早速殿下から呼び出され上洛して子細を申し上げたところ、殿下は即座に興福寺の措置を「暴逆」として別当公範の寺務を辞めさせたという。以上は、初度の炎上の経緯であるが、大衆発向の契機は、いわば、面子の問題で他愛もないことと見做される。しかし、その背後には両寺の関係が、寺僧一人一人についても、決して良くない状況であつたことが窺えよう。

七、二回目炎上

『多武峯略記』によると、多武峯寺の平等院経蔵が再建された後、高田庄（桜井市高田）近辺の済嚴大法師の養母の所領田畠が勧進として同経蔵に施入されたが、同養母が逝去の時、施入田の作手権は、済嚴・国季と弟高助に処分された。ところが、国季と高助が同田をめぐる争論するなかで、国季が済嚴と相談のうえ田地の作物を刈り取ると、高助は興福寺僧と語らつて、同寺知事院尊を雇い入れ、かの作物を奪い取ってしまった。そこで、済嚴は憤って能楽法師を遣わして院尊を「凌辱」（力づくでふみにじる）した。そのために天仁元年（一一〇八）九月一〇日興福寺衆徒が蜂起し、守延が大將として傘峯より攻め入り、焼き払つた。『略記』には、「浄土院諸坊并院内堂舎少々焼失、於山郷、者皆悉焼失」とあり、また、焼失した堂舎は、「食堂・経蔵・惣社・大温室・多宝塔・灌頂堂・五大堂・浄土堂等」であり「自余堂舎不焼失」とある。なお、即日、本山の比叡山に子細を報告し、同山より朝廷に訴えたという。以上は、古老の説くところを記したともあるが、『中右記』九月一五日条には「入夜徒殿下一有召、則馳參、仰云、自多武峯所司一人馳来云、去十一二三日間興福寺大衆乱ヨ入山上、焼ヨ亡堂舎僧坊、大職（織）冠御影像為、恐火事一率取出了」と見える。この末尾の大織冠の、火を避け、ての動座に際して『同記』一九日条には、影堂の簾・疊・帳・帷・高

欄が損傷し、戸に矢が箭られていたので、その修理は、「万代不朽」にするように、ということであったが、それは、「多武峯事為」氏大事也（一四日条）であったからであらう。その背景には、摂政忠実の配慮があったものと見做される。彼は、三項で述べたように、二度目の多武峯寺焼き討ちの際しても、上洛した興福寺別当覚信が、峯寺が興福寺の末寺になることを求めたのに対して、それが無理であることとを説いている。こうした点からみると、忠実の興福寺に対する気持は祖父師実のそれと同じとは考えがたいものがあろう。

以上の状況のなかで、『同記』には、九月二三日に起きたと注進のあった、「御山鳴動」について、忠実は占いを陰陽師に命じている。その結果は、「南京大衆乱発、欲企種々悪業、之由風聞」と見える。南京大衆とは、興福寺以下南都七大寺の大衆と見做される。また、悪業とは「神木入洛」（『古今最要抄』九月二九日条）という。この度の「御山鳴動」の注進に対する占いの結果は南都七大寺の神木入洛であったが、同年内には何事もなかったようである。これは忠実が然るべき対策をした為であったらうか、未詳。

八、三回目炎上

三回目の炎上は、興福寺を中心とした南都大衆の発向によって承安三（一一七三）年六月二五日、山郷並びに寺中堂塔・僧坊等が悉く焼亡したものである。その契機は、「内供奉十禅師」と考えられる僧（多武峯寺検校か）が、夏のころ坂田寺（明日香村坂田）の事で上洛した時、かねてお願いしていた山王権現の峯寺への勧請が、長者宜によって裁許されたので、早速、椋橋（椋井市倉橋）孕女石（小字か）の辺に山王宝殿を造営して、九月六日山王祭を行なったところ、南都大衆の発向が起きた。これに対し、峯寺としては、当国内の墓守（多武峯寺衆徒）が対策を検討したが、一方、比叡山の神人は、同山の権

威に任せ興福寺を蔑ろにしようとした。これに対し、興福寺は山王祭を永久に停止させるとして、中綱・仕丁を派遣して、山王祭供奉の者の住宅焼き払い、さらに、山王権現の社家に対しては社家を止めるように要求した。

また、その一二月二四日千代市（田原本町内か）において、細川郷（明日香村細川か）の墓守の延俊なる者が興福寺領西宮庄（椋井市西之宮）司是貞の御の行包に凌辱されるという事件が起きた。これに対し、峯寺墓守等は是貞の住宅を焼き払おうとして西宮庄に乱入した。すると、興福寺大衆が蜂起して、国中に下知して峯寺僧の往還を停止しようとした。このような状況のもと、両寺の関係は事々に不和となつた。

こうして、翌年四月のころ、事の子細が本寺の比叡山に知れると、五月二〇日比叡山大衆が蜂起し、北陸にあった興福寺領庄園を悉く横領してしまった。すると、同月二六日興福寺大衆も蜂起して、峯寺を焼き払うべきだと詮議の上、五月晦日より峯寺の東西に関を設けて、峯寺僧の往還を停止した。そこで、六月八日峯寺より椋橋の関を打ち破った。ついで、六月二〇日には合戦になったようである。

戦場は、坂田・細川・傘峯・椋橋・大道・天満峯・水越峯・小竹峯・宮奥（峯寺周辺）等、寄軍の大將は、小竹峯は宇陀藤二近保、水越峯は長谷川三郎季俊と忍坂三郎家宗で、この日山郷は焼き払われてしまったという。翌二二日の合戦は、傘峯・冬野（明日香村冬野）で、傘峯の大將は長谷川主殿正経、広瀬当武者倫成・池尻三郎家資・池尻四郎助成・忍海晴太時直、冬野は、楡原中内光遠・北隅平太国親・布施源藏行弘・曾根源太季方・中津尾源二忠康であったとある。寄軍の内では、池尻四郎助成が傘峯において、楡原中内光遠一六歳は冬野において、中津尾源二忠康は湯屋谷（明日香村稻淵）において、それぞれ戦死した。また、合戦が始まると、直ぐに山内で討ち取られたものは八

○余人、家に帰って後死去したものは、その数を知らずという。以上にたいして、峯寺方としては、入住法師が二日牟城において、田坂郷（未詳）住人久俊が同日冬野城において、それぞれ戦死したが、この二人だけであったという。この日は、冬野の陣より興福寺大衆三百余人が討ち入り、南院坊舎四五字が焼失した。しかし、ほどなく湯屋谷の興福寺大衆數十人を追い出し討ち取った。二三・二四の両日は大雨のため合戦はなかったが、二四日には峯寺の衆徒はみな峯寺を退出し、二五日峯寺は興福寺大衆によって焼失させられた。それとして、講堂・金堂・常行堂・十三重塔・法華堂・聖靈院・宝蔵・鐘樓・惣社・曼陀羅堂・三重塔・食堂・大温室・浄土堂・五大堂等があげられる。浄土院・南院ばかりが焼失して、平等院東は焼けないままであったという。

以上の、興福寺を中心とする南都大衆の多武峯寺焼き討ちの結果、同寺別当僧正尋範の解官以下の措置がとられたが、注目すべきは、承安三年一月一日付けの官宣旨案に、東大・興福・元興・薬師・大安・西大・新薬師・太后・不退・法花・超証・招提・宗鏡・弘福の諸寺、つまり南都七大寺及びその末寺が、「渉・旬累・月・敵制雖頻降、暴逆猶無休、初焼コ多武峯之堂廟」だったのみならず、軍兵を満寺に発し合戦を挑み、凶器を携えて都に入り、殺・傷・盗を行なった罪は逃れがたく、罪科重畳であり、懲罰肅正する意味により、仏聖油料並恒例寺用を除いて、五畿七道諸国の庄園悉くが「没入」（没官）されたことである。

つまり、多武峯寺に軍事発向を行なったのは、単に興福寺のみでなく、同寺を中心として、南都七大寺ならびにその末寺が一体になったの事であったといえよう。この点からみると、興福寺の峯寺焼き討ちは、大和国司興福寺の峯寺焼き討ちであったと見做される。とすると、山王祭の停止は、春日若宮祭との関係で停止しようとしたものと考え

られる。

なお、『玉葉』同年六月二三日条にも、「或人云、南京衆徒、一昨日焼コ多武峯坂下在家了」とみえる。この点、『一代要記』にも「南都衆徒、焼コ多武峯之故也」とあり同じである。もともと、『百鍊抄』同年六月二五日条には、「興福寺衆徒発コ向多武峯、焼コ私堂舍房宇、大織冠御影堂并定恵和尚塔婆同焼亡、但、御影奉取出一畢、中寺并経蔵一字之外不残」とみえる。なお、この焼き討ちのため、庄園が没官されると、一月には神木動座が行なわれるが、それについては「南京衆徒奉具春日神興、発コ向宇治」之由、興福寺別当覚珍言上、依寺領訴訟「云々」とある。

神木動座の場合、南都七大寺衆徒等も随行するケースとして、寛治七年（一〇九三）八月二六日の動座が挙げられる。この動座が最初のそれであったものか。少なくとも、承保二年の大和国司の件より後である。

以上、興福寺の多武峯寺に対する三度の焼き討ちを見てきたが、三度目のそれは、大和国司の権限を以て南都七大寺とその末寺の衆徒をも動員しての焼き討ちと考えられる攻略であっただけに、壮絶なものがあったようである。一〇世紀以来の末寺化をめぐる問題のほかに、その契機となったのは、国司の大和支配の基盤と興福寺が考えていた春日若宮祭と矛盾すると見なされる、多武峯寺による山王権現の祭祀の問題があったからであろう。いうまでもなく、山王権現は、末寺獲得の競合の相手の延暦寺の神社であつてみれば、興福寺としては、容認する余地のないそれであった。まさに、国司興福寺と延暦寺の、多武峯寺をめぐる合戦であったと見做される。もともと、延暦寺は武力は行使しなかった。それだけに、興福寺方に対する朝廷の処置は、南都七大寺以下の寺領庄園の没官をはじめ強烈なものがあった。

なお、『先代破襲集』と『多武峯略記』下、第九「佐異」の項には、

三回目焼き討ちの約一年前の承安二年六月九日に「御破裂、告文使兵部少輔（前）、于時撰政太政大臣基房」とあり、「尊像御破裂」の起きたことが窺える。右記のとおり告文使の派遣も記されているが、この「尊像御破裂」は、ほかの文献には見られない。前記永承元年の時のように、何らかの事件の前兆、この場合で云えば、興福寺の焼き討ちの前兆、という記載も見えない。また、御山鳴動を伴っていいない。それは、それなりに、一定の成果があったものであろうか。

おわりに

藤原鎌足の墓所の多武峯寺と藤原氏寺の興福寺は、切っても切れない関係にあった。しかも、平安時代における末寺獲得による寺勢拡大の競合するなかにあつては、両寺は、本来的に競合、さらには、対立する関係にあつたものと見做される。一方、平安遷都以来、平安京には、それ自身の寺院が必要であつた。これに、対応したのが天台・真言両宗であつたろう。藤原氏としても、同氏の政治勢力を台頭させてゆく立場から、氏寺よりも皇室以下諸貴族層が信仰する天台・真言両宗を、より重視するのは自然の成り行きであつたと考えられる。以上の状況のなかで、峯寺は、おそらく、早くから延暦寺との関係を深める方向にあつたものと推測される。それが、峯寺の、おのずからの方向であつたろう。こうしたなかで、陰陽思想の波に乗って、峯寺は、おそらく、まず「御山鳴動」、ついで、「尊像御破裂」を創める形で権威（神秘性）を高め、中央政府、撰関家に喰い入つたものと見做される。関連して、強訴説がある。

一方、興福寺は撰関家氏寺の立場で、同家の権威を募り、庄園獲得で大きな成果をあげた。尤も、それが仇になり、撰関家全盛期には、同家から敬遠されるようにさえなつたと考えられる。こうしたなかであつたためか、峯寺は延暦寺の末寺として、道長に認められたという。

しかし、撰関家没落期になると、同家の内紛もあつて、撰関流が興福寺に接近し、同寺は大和国司の立場を獲得し、春日若宮祭礼を創め推進してゆく。従つて、それまでの、峯寺の末寺化の問題のほか、祭祀の立場でも峯寺に対抗して行くなかで、三たびに及んで峯寺を焼き討ちにした。三度目のそれは、大和国司として、山王権現祭を粉砕したものと見做される。

付記

本稿は、平成七年二月二日（日）、桜井市での、奈良大学教養公開講座で行なつた講演を纏めたものである。

註

- (1) 多武峯寺と興福寺を問題とした研究に、泉谷康夫氏の「鎌倉時代の大和国—興福寺と多武峯を中心として—」（『高円史学』第九号所収）がある。なお、興福寺との関係も含めて多武峯を、詳細に究明した研究に、秋永政孝氏の「桜井町史」（続）がある。
- (2) 入寺の年次は、明らかに成しがたいことが多いので、天台座主・東寺長者等になつた年次をもつて代えた。その時の年齢は知りうるので、入寺の時、凡そ一〇歳であつたとみれば、入寺の年次は見当が付けられよう。
- (3)

表1 藤原氏出自の貴種と入寺先と最終地位

年号	西曆	補任	本人	父親等の氏名・職務・位階等
寛和元年	九八五	一九代天台座主	尋禪	師輔一〇男撰関家祖正二位
治安三年	一〇二三	二二代東寺長者	深覚	師輔一男同 右同右
治暦五年	一〇六五	二六代東寺長者	長信	道長息男撰 政従一位
承暦元年	一〇七七	三四代天台座主	覚円	頼通三男同 白同右
長治二年	一一〇五	四〇代天台座主	仁源	師実息男同 右同右
保延四年	一一三八	四八代天台座主	行玄	師実息男同 右同右

表2 興福寺別当等の出自等

年号	西曆	補任	本人	出自等・父親の位階・職務
天祿二年	九七一	別当	定昭	藤原氏、左京人也 一八代東寺長者
永観元年	九八三	別当	真喜	平氏或は王氏、伊勢国多気郡人也
長保二年	一〇〇〇	別当	定澄	丹生氏、左京人也
長和五年	一〇一六	別当	林懐	大中臣氏、伊勢国人也
万寿二年	一〇二五	别当	扶公	藤原氏、左京人也
長元八年	一〇三五	别当	経教	当麻氏、大和国葛下郡人也
長久五年	一〇四四	别当	真範	正四位權守平生高息男
永承四年	一〇四九	别当	道讚	伊予守藤原孝忠息男
天喜三年	一〇五五	别当	円縁	丹波守・春宮亮高階兼遠息男
康平三年	一〇六〇	别当	明懐	山城守宣孝息男
康平五年	一〇六二	别当	頼信	出雲守・甲斐權守藤原頼経息男
治暦三年	一〇六七	别当	長昭	讃岐前司頼明息男
承保三年	一〇七六	别当	公範	従五位上斎院長官平以康息男
永保元年	一〇八一	别当	頼尊	左京大夫藤原実康息男
応徳三年	一〇八六	别当	濟尋	参議師成息男
寛治三年	一〇八九	别当	頼尊	(前掲)
嘉保三年	一〇九六	别当	隆禅	藤原左少将政兼、或いは源雅兼息男
康和二年	一一〇〇	别当	覚信	關白藤原師実息男

- (4) (5) 「天台座主記」、 「東寺長者并高野換校等次第」 (『統群書類從』第四輯下所収)。
- (6) 「興福寺別当次第」 (『統群書類從』第四輯下所収)。
- (7) 註4参照。
- (8) 註5参照。
- (9) 「攝家相統孫」 (『尊卑分派』所収)。
- (10) 「仁和寺御室系譜」 (『統群書類從』第四輯下所収)。
- (11) 註5参照。

- (12) 「扶桑略記」 (『改訂史籍集覽』一所収)。
- (13) 『奈良県史』一一、二九二頁参照。
- (14) 同右書、二九四頁参照。
- (15) 同右書、二八三頁以下参照。
- (16) 同右書、三頁以下参照。
- (17) 拙稿「大和国司興福寺考」 (『奈良大学紀要』第二十一号所収)、二頁。
- (18) 同右書、二頁以下。
- (19) 承天神堂の創立年次については、承平四年(九三四)ないし同五年ともいう(『一代要記』等)。「京都の歴史」一卷四一七頁参照。
- (20) 『中右記』寛治八年一〇月二日条。
- (21) 村山修一氏は「院政期の陰陽道」 (『史林』第五三巻二号所収、五頁)のなかで、伊勢神宮が久安年間(一一四五―一五〇)に朝廷に行なった怪異等の報告について「些細な現象を一々とりあげて怪異を濫造し、上奏は日常茶飯事の観を呈した。しかし、これは一面、朝廷の神社に対する経済的な保護が困難となりつつある事情を反映し、朝廷の関心を高めようとする神社側の意図をも物語っているとみられよう。」と分析していられる。
- (22) 『平安遺文』三六四三号。「多武峯略記」の炭上「第三度」にも引用されている。
- (23) 興福寺以外の南都の諸寺の衆徒の焼き討ちは、「多武峯坂下在家」を中心としたものであったものか。堂塔・伽藍の焼き討ちは、興福寺衆徒が主として行なったものであろうか。
- (24) 「神木動座之記二」 (内閣文庫蔵)。
- (25) 延暦寺總鎮守日吉大社の別称。
- (26) 佐伯秀夫氏「談山神社解題」 (『神道大系』大和国)、その他。

Study on the Temple of Tounomine vs.
the Temple of Kouhuku, in the Heian Period.

Hiroshi ASAKURA